

第4回受益者負担に関する検討部会 議事録（要約）

日時：平成20年2月5日（火） 午後3時～午後5時10分

場所：長野市役所第一庁舎8階 第一委員会室

出席者：委員6名

事務局

【主な審議結果】

- ・ 答申の構成素案について決定。
- ・ 受益者負担算定の基となるコストの範囲については、利用者数により変動するサービス提供費と固定的経費である施設維持・運営費を合わせた「施設運営費」と、建設コストである「施設建設費」（減価償却費）とする。
- ・ 負担割合については、「施設運営費」は市の実施義務の濃淡は考慮せず、「公益的」か「私益的・個人的・市場的」かの濃淡によって段階的に負担率を定める。「施設建設費」については、市の実施義務性の高い分野、または公益性の強い分野については受益者の負担を小さくし、市の実施義務性が低く、かつ「私益的・個人的・市場的」な要素が強い分野は受益者の負担を大きくする。

【主な議事】

(1) 答申構成素案について

- ・ 了承。

(2) 受益者負担を求めるコストの範囲（資料1-2 「4 コスト(原価)の範囲」)

（委員）コストの要素が「サービス提供費」、「施設維持・運営費」及び「施設建設費」に分けられている。それぞれの負担率を出して行けばよりきめ細かな基準になると思うが、これでは煩雑になる。

（委員）「サービス提供費」と「施設維持・運営費」を一体として考え、それと「施設建設費」との2分類による基準でよいのでは。

（委員）2分類で良いと思うが、事業によっては講演会など「サービス提供費」がコストの大半であるものや、貸館など「施設維持・運営費」しか発生しないものもあり、まとめてよいが不安もある。

（委員）「サービス提供費」と「施設維持・運営費」を分けて考える必要はない。貸館などは「サービス提供費」分がゼロになるだけ。

（委員）施設建設費を受益者負担の対象コストに含めるかどうか、という議論もあるが、基本的には含めるべき。

（委員）建設費を公費負担とすべきか、または利用者に負担を求めていくべきか決めるということ。

（事務局）水道については、施設建設費もすべていただくこととなっている。一方小中学校は、利用者から建設費をいただくことはできない。中間的な位置にある保育園も、施設建設費はいただいていない。施設建設費もコストの範囲とした上で、これらの指標を参考に、0%から100%までの段階付けを行えばよいのではないか。

(委員) 建物は、建ててしまえば利用がゼロでも減価償却費はコストとしてかかる。それを後の利用者に負担させることはおかしいときもある。

(部会長) コストの範囲については、施設建設費(減価償却費)を含めた範囲とし、施設建設費以外のランニングコスト(運営コスト)を細分化するかどうかは、次の議題の「負担割合の基準」で検討したい。

(3) 類型による負担割合の基準(資料1-2 「5 受益者負担区分と負担割合」)

(事務局) 事業位置付けの結果からいくと、「施設運営費」、「施設建設費」とも最も左下が100%、最も右上が0%となる。その間のグラデーション(濃淡)について、どのように決めていけばよいか。

(委員) 施設運営費は、公益性の最も強い範囲(資料1-2 図表の「 」行)は0%でよいのではないか。

(委員) 最も左下が100%で、それに隣接する上、右、斜め上は75%、その次は50%と、段階を付けていってはどうか。

(委員) 市の実施義務の最も強い範囲(資料1-2 図表の「4」列)も0%とならないのか。

(委員) それでは、市の実施義務の最も強い範囲(資料1-2 図表の「4」列)にあって、現に負担をいただいている「し尿」や「狂犬病予防接種」の現状とそぐわなくなってしまう。

(委員) ごみ処理も市の実施義務が強いが、ごみを出した人が一定の負担をすべきである。

(委員) 「公益的」か「私益的」の縦の分類だけであれば分かりやすいが、市の実施義務という横軸と受益者負担の割合をどのように考えていくべきか。

(委員) し尿処理と下水道は市の実施義務に差があるが、目的は同じであり、受益者負担割合は同じでよいのではないか。

(事務局) 「施設運営費」については、市の実施義務性の濃淡に関わらず、掛かったコストに対して一定の負担をいただいてもよいのではないかと、との考えから、横軸方向の濃淡による変動をなくし、縦軸の濃淡だけで、最下の「 」行をすべて100%、そこから上段に向けて75%、50%、25%、0%とする案も考えられる。また「施設建設費」については、公益性の強い領域(縦軸方向の「 ・ 」行)は利用者以外の広い市民が負担を分け合うべきなので0%、また市の実施義務性が強い領域(横軸方向の「3・4」列)は市がサービス提供のために建物を用意する義務があると考えて0%とし、残りのブロックで受益者負担を求めることとしてはどうか。最も左下を100%とし、そこから上方向及び右方向に50%、25%の領域を設ける。また最も左下から斜め右上の領域も25%とする案が考えられる。

(委員) 事務局の説明した案でよいのではないか。

(部会長) 今の案をもとに各委員はもう一度検討いただき、次回決定したい。

(4) 市が実施する事業の位置付け(確認)

事務局より施設・事業の位置付けについて、前回の部会での意見を踏まえて修正するもの、制度等の検証の結果修正を要するもの等について説明。

【施設分】

前回の会議で位置付けの修正について意見をいただき、修正する必要があるもの

市営バス運行	バス料金の設定そのものは、民間バス会社の路線と同様の額を設定していくことから、基本的な考え方としては市場的なものとして整理する。
自転車駐輪場	自転車を保管する場所ということで、自動車の駐車場と機能・役割は同じものであるため基本的な考え方としては市場的なものとして整理する。立体駐輪場のような施設を想定していただきたい。

国の制度に沿って位置付けを修正する必要があるもの

児童館・児童センター	厚生労働省から、基本的に児童館・児童センターの受益者負担の位置付けが保育園と同じであるという指針が示されていることから、保育園と同一に変更する。
公営住宅	国土交通省の規定では、公営住宅家賃の決定にあたっては、民間の賃貸住宅に準じて建物の建設費、管理経費等を含め費用を積算し、そこから所得に応じて家賃額を決定することとなっているため、最も市場的となる位置に変更する。

事業・施設の内容、目的から修正する必要があると思われるもの

青少年練成センター	形態は宿泊施設であるが簡易な設備であり、またキャンプ場・体育館などを備えた青少年の研修施設として設置されているものであり、一般的な宿泊施設と比べて教育的な側面が強いことから、現在の位置付けよりも1段階公益性が強い、中間的な位置付けに修正するのが適切と考えられる。
ケーブルテレビ	市内で民間事業者が実施しているケーブルテレビと類似するものであるが、テレビの難視聴区域解消や、地域コミュニティの情報発信、市の事業情報などを市民に提供する公共的な広報の役割も担うものであることから、現在の位置付けよりも1段階公益性が強い位置に修正するのが適切と考えられる。
農産物加工施設	漬物加工などを行う作業施設であり民間でも同様の機能の施設はあるが、長野市が設置している施設は、住民が共同利用する産業振興施設であり、地域の共有物という側面が強いことから、現在の位置付けよりも1段階公益性が強い位置に修正するのが適切と考えられる。
ごみ処理	ごみ処理について、現在の位置付けは公共性が相当強い位置付けとなっているが、ごみを処理は排出者の個人的な受益が大きいものと考えられ、同種の事業である「し尿処理」が下水道の利用と同様に、利用者が利用した分、つまり受益に応じて負担していることを考えれば、税ですべての額を賄うべきとすることに課題がある。 また、事業所から排出される産業廃棄物などのごみについては、それぞれの事業者が全額を負担しており、家庭ごみでも引越しなどで一時大量に発生する場合で清掃センターに持ち込む場合には、持ち込む量に応じて処理手数料の負担を求めている。 これらを考え併せると、ごみ処理については「し尿処理」と同様、私益性が強い位置付けに修正することが適切と考えられる。

【サービス提供事業分】

事業・施設の内容、目的から修正する必要があると思われるもの

音楽文化活性化事業 文化・芸術普及 緑化普及・森林保全	事業の目的が普及啓発であることから、個人の負担で賄われないものを実施しているものとする必要があり、将来的な社会全体の利益を目的に実施していることを考え合わせれば、公益性が最も強い位置付けに修正するのが適切と考えられる。(そもそも全額を負担を求めるのであれば、啓発ではなく、事業(商売)に位置付けられるものではないか)
手話通訳者養成 子育てサポーター 養成	やや個人的な受益もあるということから、現在の位置付けとしてあるが、市の業務を担う人材の育成事業であることから、現在の位置付けよりも1段階公益性が強い位置付けに修正するのが適切と考えられる。
高齢者インフルエンザ予防接種	インフルエンザの予防接種は、医療保険の対象にもなっておらず(治療ではない)高齢者を除いた一般の市民、例えば乳幼児などが医療機関で接種を受けた場合は、全額を個人が負担している。 医療保険は、社会保険では保険料と診療時の負担額により利用者が全額を負担しており、国民健康保険でも6割以上を加入者の負担で賄っていることを考え併せた場合、高齢者を対象とした予防接種だけが公益的とするのは疑問があり、また福祉的な要素も強いことから、現在の位置付けよりも1段階個人性が強い、中間的な位置付けに修正するのが適切と考えられる。

<質疑>

(委員)文化・芸術普及(学校などの出張コンサート)はともかく、音楽文化活性化事業(ホールコンサート)は同様の事業を民間でもやっているので、無料とする必要はないのではないか。

(委員)位置付けの根拠となるキーワードとの整合性も見ていかなくてはならないが、例えば「成人式・公民館講座」の場合はどうか。「成人式」が公益性が高いとしても、市で実施すべきものなのか。

(事務局)成人式や公民館講座は、資料2-2にあるキーワードとしては、「個人が受ける利益よりも、社会全体や他の市民が広く受ける利益が大きなもの」に該当する。また今回は費用負担のあり方を検討しており、「成人式を市で実施すべきかどうか」の議論は、別の次元で検討すべきもの。

(委員)「受益者である利用者の負担で賄うべきもの」の側にあるキーワード「市民以外を対象としたもの」とはどのようなサービスか。

(事務局)観光など。事務系サービスにはない。

(委員)「ごみ処理」を一番下(受益者負担の多い方)へ移動すると、相当に高い料金になってしまうのではないか。

(事務局)現在も事業系ごみや一時多量ごみなど直接持ち込むものはフルコストで料金設定されている。一旦はフルコストで算出し、その後激変緩和などを念頭に市長が政策判断をして決定するものとなる。

以上